

2023年6月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「伝聞証拠概念の研究」

申請者氏名 佐藤 友幸

主査 早稲田大学教授
早稲田大学教授
早稲田大学教授
東京大学准教授

小川 佳樹
酒巻 匡
北川佳世子
成瀬 剛

佐藤友幸氏博士学位申請論文審査報告書

西南学院大学法学部講師佐藤友幸氏は、早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程（公法学専攻）を2022年3月研究指導終了により退学し、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2023年2月2日、その論文「伝聞証拠概念の研究」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2023年6月12日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

I 本論文の課題と構成、内容

1. 本論文の課題

本論文は、伝聞法則（刑事訴訟法320条1項）の適用対象となる証拠、すなわち、伝聞証拠の定義について検討を加えるものである。

佐藤氏は、伝聞証拠の定義については、現行刑事訴訟法の成立から間もない時期を除き、比較法研究がそれほど盛んではなかったと評価する。そのうえで、佐藤氏は、本論文について、現在日本において一般的に通用している定義の射程ないし妥当性を、比較法の見地から問い直すことを試みるものと位置づけている。

2. 本論文の構成

本論文は、以下の7章で構成されている。

第1章 日本法の問題状況

第2章 英米法諸国におけるコモンロー上の伝聞法則の課題

第3章 アメリカ法の検討

第4章 オーストラリア法の検討

第5章 イギリス法の検討

第6章 カナダ法の検討

第7章 日本法の再検討

3. 本論文の内容

(1) 第1章において、佐藤氏は、伝聞証拠の定義に関する日本の議論状況について検討を

加えている。

まず、佐藤氏は、『公判期日における供述に代』わる『書面』および「公判期日外における他の者の供述を内容とする供述」（刑事訴訟法 320 条 1 項）、すなわち、伝聞証拠の定義について、「公判外でなされた供述を内容とする証拠で、当該公判外供述の内容たる事実の真実性を証明するために用いられるもの」というのが、現在の通説的定義であると指摘する。そして、供述証拠を用いて要証事実を認定する際には、反対当事者による原供述者に対する反対尋問で供述過程を吟味するなどの措置を講じる必要があるが、伝聞証拠に対してはそれらの措置を講じることができないため、原則としてその証拠能力が否定されるべきというのが伝聞法則の趣旨であり、通説的定義はそのような趣旨から導かれるものと理解されているとする。そのうえで、佐藤氏は、伝聞法則の根拠との関係で、次の二つの課題を提示する。すなわち、①要証事実について直接的・明示的には言及していないが、供述者の供述過程を介在した推認を経ることによって初めて当該要証事実の証明に関連性が認められるような公判外供述の証拠を伝聞証拠とすべきか（第一の課題。なお、これは、通説的定義のもとでは、公判外供述の「内容たる事実」の範囲をどう画定するのが適切かという問題と言い換えることができる）、②事実認識の表明の要素を伴わない公判外の非言語行為によって要証事実を推認する際に、当該行為者の供述過程を介在した推認を経ることによって初めて当該要証事実の証明に関連性が認められるような場合に、そのような行為の証拠について伝聞法則が適用されるべきか、また、刑事訴訟法 320 条 1 項の解釈論として伝聞法則の適用が可能であるのか（第二の課題）。

これらの課題について判断を示した最高裁判所の判例は存在しない。他方、学説状況に関して、佐藤氏は、従来本格的な検討はほとんどなかったものの、現行刑事訴訟法の制定直後に、一部で、供述過程を介在した推認を経由する証拠であっても、当該供述ないし行為が多義的であり、特別な警戒あるいは慎重な判断がなされる類型であれば、これを非伝聞としてよいのではないかとの議論があったとする。そして、この議論が妥当する範囲については、供述において直接的・明示的に叙述されている事項であるか否かによってこれを画する見解と、事実認識の表明の要素を伴っているかどうかでこれを画する見解とに分かれていたと指摘する。

(2) 第 2 章では、コモンロー準則によって伝聞法則が規律されていた時代における、英米法圏の議論状況が概観されている。

佐藤氏は、英米法圏では、コモンロー準則による規律の時代から、「黙示的主張 (implied assertion)」の証拠に伝聞法則が適用されるべきかという問題が長年にわたって議論されており、これが伝聞証拠の定義に関する中心的課題として扱われてきたとする。

「黙示的主張」と、その反対概念である「明示的主張」の具体的な内容については、次のように説明される。すなわち、明示的主張とは、証明の対象となる事実が直接的・明示的に叙述されている場合における、その叙述による当該事実の認識の発現をいい、黙示的主張とは、証明の対象となる事実が直接的・明示的に叙述されているわけではないが、ある行為に

よって行為者が当該事実を認識していることが推認できる場合における、その行為による当該事実の認識の発現をいう。

また、佐藤氏は、英米法圏の議論に倣い、言語行為内に含まれる要素としての「黙示的主張」（言語行為内の「黙示的主張」）と、事実認識の表明の要素を伴わない非言語行為内に含まれる要素としての「黙示的主張」（非言語行為内の「黙示的主張」）とを区別して議論を進めている。

佐藤氏によれば、当時の議論状況は、以下のように要約される。

まず、19世紀前半に、「黙示的主張」の証拠を伝聞証拠として取り扱うべきとするイギリスの判例（Wright 対 Tatham 判決）が出現した。その後、20世紀の前半ないし半ばには、当時のアメリカの代表的な証拠法学者である Wigmore と McCormick がそれぞれ体系書を執筆し、コモンロー上の伝聞法則について整理がなされ、洗練された伝聞証拠の定義も提示された。この定義は、現在の日本における通説的定義と類似したものである。しかし、これは、「黙示的主張」の証拠にそのまま適用されるものではなく、そのような証拠の取扱いについては、より踏み込んだ議論が必要とされた。

伝聞証拠の定義に関する学説のうち、Morgan 説は、「黙示的主張」の証拠と「明示的主張」の証拠とは典型的に区別されないとし、その意味において厳格な立場をとるものであったが、その一方で、伝聞の危険（知覚・記憶・表現（真摯性）・叙述の誤りの危険）が一部についてしか存在しない証拠に関しては、これを非伝聞としてよいとし、伝聞の危険の程度に応じて、伝聞法則の適用をより柔軟に検討すべきであるとした。

これに対し、Falknor は、「黙示的主張」が「事実の存在ないし不存在について主張する意図を有しない」と評価される場合は、「明示的主張」とは異なり、表現（真摯性）の危険が無視してもよい程度に軽微であるため、関連性の問題は別論としても、その証拠を非伝聞として扱ってもよいとの理論を提唱した。

また、非言語行為内の「明示的主張」と「黙示的主張」との区別については、当該行為が証明の対象となる事実について主張する意図を有しているか否かという基準を用いる立場が有力であった。

(3) 第3章では、アメリカの連邦証拠規則における伝聞証拠の定義規定の内容およびその問題点について検討が加えられている。

佐藤氏によれば、連邦証拠規則の規定の要点は、以下のとおりである。

連邦証拠規則で設けられた伝聞証拠の定義規定によれば、言語行為内の「黙示的主張」については、「主張する意図」がなければ伝聞証拠該当性は否定される。この「主張する意図」の要件は、理論的正当性に疑問が呈されており、しかも、適用に際して解釈の幅がきわめて広いという問題点を抱えている。

他方、非言語行為内の「黙示的主張」については、一律に伝聞法則の適用が否定されるという解釈が確立しており、特段の争いは生じていない。これは、非言語行為については、「主張する意図」の有無によって「明示的主張」と「黙示的主張」との区別が図られているが、

当該行為に事実認識の表明の要素が伴っているか否かという比較的明確なメルクマールが存在し、かつ、「主張する意図」の存在については当該証拠の許容性を争う反対当事者が挙証責任を負担するとされていることによるものと解される。

また、連邦証拠規則では、様々な伝聞例外が設けられており、残余例外規定も存在する。残余例外規定は、証拠としての価値が高い伝聞証拠が現れた場合に、当該証拠が伝聞法則によって排除されるという事態を回避することを目的とするものである。それゆえ、連邦証拠規則のもとでは、「黙示的主張」の証拠の取扱いは、コモンロー準則が通用していた時代と比べて、深刻な問題ではなくなっているとの指摘がなされている。

(4) 第4章では、オーストラリアにおける中心的な証拠法典である統一証拠法による伝聞法則の規律について検討が加えられている。

佐藤氏は、オーストラリア法の状況について、以下のようにまとめている。

ALRC(Australian Law Reform Commission)報告書をもとに制定された統一証拠法では、アメリカの連邦証拠規則に倣った伝聞証拠の定義規定が設けられた。そして、その解釈にあたっては、連邦証拠規則と同様の問題状況が認められる。

2000年には、言語行為内の「黙示的主張」に関して「主張する意図」の要件を無力化し、伝聞証拠該当性を広く認める判例(Hannes判決)が出された。これに対し、「主張する意図」の要件をより実効的なものとするために、「主張することを意図していたと合理的に考えられる」場合に「主張する意図」の存在が認められるとの解釈規定が2008年の改正で加えられた。すなわち、「意図についての客観的テスト」が新たに採用された。しかし、その後、2008年改正は「主張する意図」の範囲を限定するものではないとする判例も出され、依然として、言語行為内の「黙示的主張」が広く伝聞証拠とされる解釈の余地が残されている状況にある。

そのような状況を前提として、佐藤氏は、以下のように「主張する意図」要件について分析する。

まず、言語行為内の「黙示的主張」に関して「主張する意図」の要件の解釈を統一することが困難であるというのは、アメリカ法固有の原因によるものではない。つまり、「主張する意図」の要件は、それ自体が本来的に不明確な適用基準である。しかも、どのような場合に「主張」があるのか、そして、「意図」があるのかについての解釈の不統一の問題は、解釈規定を設けることによっても容易には克服し難いものである。

伝聞例外については、統一証拠法では、連邦証拠規則のような残余例外規定が設けられているわけではないものの、コモンロー準則に比べれば大幅な拡張がなされている。そのため、言語行為内の「黙示的主張」について、「主張する意図」の要件を無力化し、広く伝聞証拠該当性を認める解釈を前提とした場合でも、証拠としての価値が高い「黙示的主張」の証拠が伝聞証拠として排除されるという事態が生じる危険は、皆無ではないにしても、それほど大きなものではないと考えられる。

(5) 第5章では、イギリスにおける伝聞法則の改革について検討が加えられている。

佐藤氏は、イギリス法の状況について以下のようにまとめている。

まず、コモンロー準則が妥当していた時代のイギリスでは、貴族院の判決（Myers 判決）で、立法以外の手段で伝聞例外を創出することはできないとされた。また、同じく貴族院の判決（Kearley 判決）によって、「黙示的主張」の証拠を伝聞証拠に分類するとの立場がとられた。その結果、コモンロー準則のもとでは、証拠としての価値が高い「黙示的主張」の証拠が伝聞法則によって排除されかねないという事態が生じた。

イギリスでは、その後、2003 年刑事司法法によって、伝聞法則が包括的に規律されることになった。そして、事実を「他者に信じさせる目的」をもってなされた公判外供述のみが伝聞証拠に分類されるとする定義規定を設け、「黙示的主張」の証拠は一律に非伝聞として扱うという立法が実現した。

立法過程では、当初、アメリカの連邦証拠規則と同様に、「主張する意図」の有無を基準として伝聞・非伝聞を区別する方策が検討されていた。しかし、「主張する意図」の要件を具体的に適用することは困難であるとの指摘が受け容れられ、より明確な基準を模索した結果として、上記の基準が採用されたのであった。

しかし、その結果、「黙示的主張」の証拠のみならず、従来は当然に伝聞証拠に分類されてきた一部の「明示的主張」の証拠までもが非伝聞に分類されるという事態が生じた。すなわち、他者に公開されることが予定されていない日記などは、事実を「他者に信じさせる目的」が存在しないとして、非伝聞に分類されることになった。

また、2003 年法では、伝聞例外は、連邦証拠規則と比べても、コモンロー準則から大幅に拡張され、残余例外規定も設けられた。したがって、証拠としての価値が高い「黙示的主張」の証拠が伝聞証拠に分類されるという事態が絶対に生じないことを目指して、大胆な立法がなされたといえることができる。

(6) 第 6 章では、カナダにおける伝聞法則に関する近年の判例の動向について検討が加えられている。

佐藤氏は、カナダ法の状況について、以下のようにまとめている。

カナダでは、現在に至るまで伝聞法則に関する包括的な立法が実現しておらず、伝聞法則はコモンロー準則によって規律されている。そのような状況のなか、2013 年に、カナダ最高裁判所は、言語行為内の「黙示的主張」を一律に伝聞証拠に分類することを宣言した（Baldree 判決）。その理由は、ある供述が「黙示的主張」となるか「明示的主張」となるかは言い回しという偶然の事情に左右され得ることから、両者を典型的に区別することは妥当ではないということと、言語行為内の「黙示的主張」には真摯性が担保されるから非伝聞として扱ってもよいという論理が妥当ではないということにあるとされた。もっとも、非言語行為内の「黙示的主張」については、判断が留保されている。

また、Baldree 判決では、伝聞例外について、プリンシプルド・アプローチというきわめて柔軟な準則が採用されており、証拠としての価値が高い「黙示的主張」の証拠が排除されるという事態を回避することが可能であると説かれており、そのことが言語行為内の「黙示

的主張」を一律に伝聞証拠に分類するとの立場をとる後押しとなったということが明言されている。

(7) 第7章では、第1章において提示された日本法の課題について、検討が加えられている。

佐藤氏は、第一の課題について、以下のように説く。

第一の課題に対処する第一の選択肢として、言語行為内の「黙示的主張」を一律に非伝聞として扱うことが考えられる。本論文で検討した英米法圏諸国の法のうち、「黙示的主張」を一律に非伝聞とするのはイギリス法のみである。したがって、通説的定義とは異なる形で定義を再構成するとすれば、具体的には、イギリス法の定義を模倣することが考えられる。しかし、この定義は、理論上、日本法が模倣するには大きな難点を抱えていると評価せざるを得ない。イギリス法のもとでは、「明示的主張」であっても、日記など他者に公開されることが予定されていないものは非伝聞に分類されるが、そのような「明示的主張」の証拠を非伝聞に分類することは、理論上正当であるとは言い難い。

また、通説的定義を前提としたうえで、言語行為内の「黙示的主張」として推認可能な事実は公判外供述の「内容たる事実」に一切含まれないと理解することも、これを正当化する理論的根拠を見出すことは困難であり、妥当とはいえない。

第二の選択肢としては、言語行為内の「黙示的主張」について、何らかの基準により、伝聞証拠に分類されるものと非伝聞に分類されるものとに区別することが考えられる。この選択肢については、適切な区別基準を設定することが可能であるかが問題となる。

区別基準を検討するにあたっては、前提として、Morganの見解を参照することが有益である。すなわち、Morganは、伝聞証拠該当性は、知覚・記憶・表現（真摯性）・叙述の誤りの実質的な危険を基準に判断されるべきであり、伝聞例外として証拠能力が認められている証拠と比較しても伝聞の危険の程度が大きくないものは、許容してよいとする。Morganによる伝聞の危険の程度の判断は、当該行為を証拠とする場合に、知覚・記憶・表現（真摯性）・叙述の誤りの危険がすべて存在するのか、それとも、その一部が存在しないかという類型的な視点からなされている。したがって、伝聞の危険の一部が存在しないか、それが無視してよい程度に軽微であると評価できる場合であれば、当該証拠を非伝聞に分類することが許されるという発想を認めているといえる。

「黙示的主張」の一部について、類型的に伝聞の危険が存在しないか、それが無視できるほどに軽微であるといえるのであれば、その危険は、表現（真摯性）に関するものに限られると解されるが、そのような証拠を識別する基準として英米法圏で論じられているのが、原供述者の「主張する意図」の有無を問題とする、アメリカの連邦証拠規則およびオーストラリアの統一証拠法の基準である。連邦証拠規則および統一証拠法は、言語行為内の「黙示的主張」について、「主張する意図」が存在しない場合には、表現（真摯性）の危険が存在しないか、それが無視できるほどに軽微であるとするものであるが、この「主張する意図」という基準は、「主張」の概念と「意図」の概念がそれぞれ不明確であり、言語行為に関する

る限り、解釈の幅が広いものである。「主張する意図」の有無について統一性を保ちながら判断することは、現実的には非常に困難であるということが、連邦証拠規則および統一証拠法の運用状況から明らかになっている。したがって、言語行為内の「黙示的主張」の伝聞証拠該当性の区別の判断に際して、「主張する意図」の有無を基準とする立場は、少なくとも、積極的に採用すべきものではない。

結論として、言語行為内の「黙示的主張」について、何らかの基準を採用し、伝聞証拠に分類されるものと非伝聞に分類されるものとに区別する見解は、適当な基準を設定することが困難であるから、妥当ではない。

そもそも、言語行為とは、何らかの意思内容を言語の形で発現させるものであるため、そこには、発現された意思内容について、表現（真摯性）の問題が観念される。そして、その表現（真摯性）の問題は、直接的には要証事実についての叙述ではないとしても、証拠の信用性に影響を及ぼす要素であると考えられる。したがって、言語行為内の「黙示的主張」を一律に伝聞証拠に分類する、カナダ法のような立場が妥当であると解される。

続いて、佐藤氏は、第二の課題について、以下のように説く。

本論文で検討の対象とした英米法圏の法で、現時点で非言語行為内の「黙示的主張」を伝聞証拠として扱うものは存在しなかった。非言語行為内の「黙示的主張」の場合、言語行為内の「黙示的主張」とは異なり、その行為は、何らかの意思内容を言語の形で発現させ、それによって何らかの事実認識を表明する要素を伴うものではない。表現（真摯性）の問題は、当該行為者による事実認識の表明が正直になされたものであるかの問題と言い換えることができるが、非言語行為には、このような問題が観念されないからである。そうすると、非言語行為内の「黙示的主張」から事実を推認する場合には、表現（真摯性）の危険は存在しないという評価ができる。そこで、非言語行為内の「黙示的主張」を一律に非伝聞に分類することの理論的正当性が認められる。

また、非言語行為については、「明示的主張」と「黙示的主張」は、行為者が要証事実について「主張する意図」を有しているか否かを基準に区別されるべきである。そして、「主張する意図」の存在については、当該証拠の排除を求める反対当事者が負担することになる。

最後に、佐藤氏は、以下のように、残された課題を提示する。

日本の刑事訴訟法は伝聞例外が限定的であり、とりわけ、被告人以外の者の供述についての伝聞証言に関しては、324条2項が準用する321条1項3号という厳格な規定しか設けられていない。そのため、言語行為内の「黙示的主張」を一律に伝聞証拠として扱うとなれば、証拠としての価値が高い「黙示的主張」の証拠の証拠能力が時として否定されるという事態が生じ、不都合が生じるようにも思われる。この点についてさらに掘り下げた検討を進めることが、現時点で残された最大の課題である。

II 本論文の評価

(1) 本論文は、伝聞証拠に関する現在の通説的理解は、実は、伝聞法則の根拠に照らすと過小包摂なのではないかという問題意識から、英米法圏諸国の詳細な比較法的分析に基づいて伝聞証拠の意義について再検討を試みた、きわめて意欲的な研究である。以下では、本論文に特徴的な点を指摘する。

(2) 第一に、本論文は、伝聞証拠の通説的理解と伝聞法則の根拠との間の対応関係を分析し、現在の通説的理解では対処できない場面が存在することを示している。そして、このような場面については、「黙示的主張」の証拠の問題として、英米法圏で長年にわたり議論がなされてきたことを明らかにしている。日本では、この問題は、現行刑事訴訟法制定直後に若干の議論があったものの、その後、本格的な議論はなされてこなかった。伝聞法則に関し、そのような従来の議論の欠落を見つけ出し、検討課題と位置づけたこと自体に、新規性、独自性が認められ、高い評価がなされるべきである。

第二に、本論文は、「黙示的主張」の証拠の取扱いに関する英米法圏の代表的学説および各国の立法・判例について包括的な検討を加えており、今後の日本の伝聞証拠に関する議論に大きく寄与するものである。とくに、「主張する意図」要件を採用する理論的根拠と適用の問題点についての英米法圏での議論は、日本法との関係でも今後念頭に置かれなければならないものと考えられ、この点について詳細に検討している本論文の参照価値は高いといえよう。

第三に、本論文は、いわゆる供述過程、すなわち、知覚・記憶・表現（真摯性）・叙述の誤りの危険について詳細な検討を加えて、その議論の深化を図っている。まず、第1章では、供述過程のうち、とくに叙述に焦点を当てて、それがどのような特徴をもつものなのかを明らかにしている。そして、第2章ないし第6章では、英米法圏諸国の判例を検討するなかで、それぞれの事実関係に対応した推認過程の分析を行い、知覚・記憶・表現（真摯性）・叙述の誤りの危険の有無および程度を考察する手掛かりを豊富に提示している。

第四に、本論文は、英米法圏諸国、すなわち、アメリカ、オーストラリア、イギリス、カナダという4か国の比較を行うものであるが、各国の各時代の代表的な研究者の証拠法体系書ないし関連論文、各国の判例・立法、また、各国の立法の検討に際してまず参照されるべき最重要資料（アメリカの連邦証拠規則の諮問委員会註釈、オーストラリアのALRC報告書、イギリスの法律委員会報告書など）が網羅的に参照されており、比較法研究として信頼性の高い内容となっている。

(3) もっとも、本論文にも、なお検討すべき課題がないわけではない。

第一に、本論文は、第一の課題との関係で、言語行為内の「黙示的主張」を一律に伝聞証拠に分類すべきと結論づけているが、佐藤氏自身が認めているように、この結論が実務に及ぼす影響については、検討が十分であるとはいえない。この結論からは、従来は当然に非伝聞に分類されてきた証拠が伝聞証拠に分類され得ることになるが、証拠としての価値が高

い「黙示的主張」の証拠の証拠能力が否定されるということがあるのではないかが問題となろう。そして、そのようなことがあるとすれば、当該証拠の証拠能力を肯定する方策、すなわち、既存の伝聞例外規定の解釈論や新たな伝聞例外規定の立法論について、さらなる検討が加えられるべきであろう。

第二に、本論文は、第二の課題との関係で、非言語行為内の「黙示的主張」を一律に非伝聞に分類すべきと結論づけ、その理由として、供述過程のうち、表現（真摯性）の危険が存在しないことを挙げている。しかし、従来、知覚・記憶は問題とならず、表現（真摯性）・叙述だけが問題となる「現在の心理状態の供述」を非伝聞と位置づけるとの見解は存在し、学説上多数の支持を集めてきたものの、表現（真摯性）が問題とならないというだけでその証拠が非伝聞と位置づけられるという議論はなかった。そこで、この結論を説得力のあるものとするためには、伝聞法則の根拠との関係で、なぜ表現（真摯性）の危険が存在しないことがこの場合に特別視され得るのかについて、より踏み込んだ議論が必要であるように思われる。

しかしながら、これらの課題は、いずれも、佐藤氏の今後の研究への期待であり、本論文全体の価値を何ら損なうものではない。

III 結論

以上の審査の結果、後記の審査員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2023年 6月 12日

審査員

主査 早稲田大学教授 小川佳樹（刑事訴訟法）

副査 早稲田大学教授 酒巻 匡（刑事訴訟法）

早稲田大学教授 北川佳世子（刑法）

東京大学准教授 成瀬 剛（刑事訴訟法）

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行 等)	修正内容	
	修正前	修正後
12頁・8行	<u>意味内容</u> の解釈	<u>認識内容</u> の解釈
27-28頁・脚注38	行動を事実認定の基礎とする場合にも <u>伝聞法則の適用がある場合にも</u> 伝聞法則の適用があるかという点	行動を事実認定の基礎とする場合にも伝聞法則の適用があるかという点
29頁・脚注40	内藤謙ほか編『平野龍一先生古稀祝賀論文集（下）』345頁以下、360-361頁（1991年）	内藤謙ほか編『平野龍一先生古稀祝賀論文集（下）』345頁以下、360-361頁（ <u>有斐閣</u> 、1991年）
30頁・25行	本件封書の内容は、Xの密輸出の目的を認識しているYが、Xを一旦引き留めるべく <u>本件封書を作成して発送したと</u> 解釈することができる。	本件封書は、Xの密輸出の目的を認識しているYが、Xを一旦引き留めるべく作成して <u>発送したものであると</u> 解釈することができる。
38頁・5行	<u>もっぱら</u> 供述の文言のみが重要なのではなく、	供述の文言のみが重要なのではなく、
49頁・脚注21	<u>Power</u> 判決の紹介・検討	<u>Powell</u> 判決の紹介・検討
49頁・脚注21	Morgan, <i>infra</i> note 21,	Morgan, <i>infra</i> note 61,
58頁・脚注51	at 460, n.2.	at 460 n.2.
60頁・25行	「黙示的主張」の <u>証拠</u> にはなぜ	「黙示的主張」の証拠はなぜ
62頁・8-9行	偽証罪の制裁の効果	偽証罪の制裁の <u>威嚇</u> の効果
63頁・8行	① 4つの伝聞の危険が全て存在する行為であり、	① 4つの伝聞の危険が全て存在する行為の <u>証拠</u> であり、
64頁・3行	4つが全て存在する行為であり、	4つが全て存在する行為の <u>証拠</u> であり、
65頁・10行	観察できるにあった	観察できる <u>立場</u> にあった
71頁・21行	評価して然るべき	評価 <u>されて</u> 然るべき

71頁・27-28行	思われるもの <u>少</u> なくないが、	思われるもの <u>も</u> 少なくないが、
77頁・脚注14	‘Statement’ <u>という語</u>	“Statement” <u>という語</u>
87頁・7行目	<u>救急車</u>	<u>消防車</u>
89頁・26-29行	すなわち、ある非言語行為が「主張する意図」を伴うものであれば、 <u>すなわち</u> それは「明示的主張」と評価されるものであり、逆に、ある非言語行為が「明示的主張」と評価されるものであれば <u>すなわち</u> それは「主張する意図」を伴うものであるという扱いがなされる。	すなわち、ある非言語行為が「主張する意図」を伴うものであれば、それは「明示的主張」と評価されるものであり、逆に、ある非言語行為が「明示的主張」と評価されるものであればそれは「主張する意図」を伴うものであるという <u>表裏一体な</u> 扱いがなされる。
96頁・4行	言語行為として自発的に <u>表出した</u>	言語行為として自発的に <u>表出させた</u>
102頁・20行	「主張する意図」が <u>否定</u> され	「主張する意図」が <u>肯定</u> され
107頁・10-11行	多様な伝聞例外が設けられており、 <u>また</u> 、 <u>残余例外規定</u> も存在する。	多様な伝聞例外が設けられており、 <u>残余例外規定</u> も存在する。
113頁・5行	証明する <u>証拠</u>	証明する <u>ための</u> 証拠
124頁・8-9行	ついて何らの指針も存在しない	ついて <u>は</u> 何らの指針も存在しない
126頁・15-16行	「供述を行った者（the person who made the statement）」（同条（ <u>a</u> ）項）	「供述を行った者（the person who made the statement）」（同条（ <u>b</u> ）項）
126頁・18-19行	「供述内で主張された事項の真実性を証明するために、当事者が証拠として提出する場合」	「供述内で主張された事項の真実性を証明するために、当事者が証拠として提出する場合」 <u>（同条（c）項）</u>
152頁・脚注65	対面権が独立の権利として、伝聞法則とは別立てで機能 <u>すること</u>	対面権が独立の権利として、伝聞法則とは別立てで機能 <u>し得ること</u>
154頁・脚注71	宇藤崇ほか『刑事訴訟法（第2版）』 <u>374頁</u> （有斐閣、2018年） <u>347-348頁</u> 〔堀江慎司〕	宇藤崇ほか『刑事訴訟法（第2版）』 <u>347-348頁</u> （有斐閣、2018年）〔堀江慎司〕
176頁・脚注3	1867年憲法法律	1867年憲法法律（ <u>Constitution Act, 1867</u> ）
188頁・12行	伝聞法則が適用されるべきか、 <u>また</u> 、刑事訴訟法320条1項の解釈論として伝聞法則の適用が可能であるのかが <u>検討</u> されるべきである。	伝聞法則が適用されるべきか <u>という問題であった</u> 。 <u>また</u> 、刑事訴訟法320条1項の解釈論として伝聞法則の適用が可能であるの <u>かも</u> 検討されるべきである。
191頁・19行	その <u>発現</u> 中に	その <u>発言</u> 中に
巻末・参考文献リスト201頁	・井上正仁ほか編著『刑事訴訟法制定資料全集：昭和刑事訴訟法編（1）～	・井上正仁ほか編著『刑事訴訟法制定資料全集：昭和刑事訴訟法編（1）～（14）』

	(14) 』 (信山社、2001-2016 <u>念</u>)	(信山社、2001-2016 <u>年</u>)
卷末・参考文献 リスト202頁	・栗本一夫「伝聞法則」団藤重光責任編集『法律実務講座 刑事編 (第8巻) 』 (有斐閣、1956年)	栗本一夫「伝聞法則」団藤重光責任編集『法律実務講座 刑事編 (第8巻) 』 <u>1845頁以下</u> (有斐閣、1956年)
卷末・参考文献 リスト204頁	・津村政孝「心理状態の供述と伝聞法則」内藤謙ほか編『平野龍一先生古稀祝賀論文集 (下) 』 345頁以下 (1991年)	・津村政孝「心理状態の供述と伝聞法則」内藤謙ほか編『平野龍一先生古稀祝賀論文集 (下) 』 345頁以下 (<u>有斐閣、1991年</u>)

以 上